

# 家計調査《貯蓄・負債編》の概要

## I 調査の概要

家計調査は、全国の全ての世帯（学生の単身世帯等を除く。）を対象として家計収支の調査を行い、都市別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

家計調査は、統計法（平成19年法律第53号）の規定に基づく基幹統計「家計統計」を作成するための統計調査として、家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）に従って実施している。

貯蓄・負債編は、「貯蓄動向調査」として1958年から2000年まで実施し、2002年に家計調査に統合され、現在の形になった。詳細については、「7 沿革」（p.195）を参照のこと。

### 1 調査の対象

家計調査は全国の世帯を調査対象としている。ただし、次に掲げる世帯等は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。

- (1) 学生の単身世帯
- (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舍を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (5) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (7) 外国人世帯

### 2 調査世帯の選定

標本設計の資料としては、2015年国勢調査の結果を用いた。

#### (1) 抽出単位

調査世帯の抽出には、層化3段階抽出法を用いた。第1次抽出単位として市町村、第2次抽出単位として調査単位区（原則として、2015年国勢調査のために設定された調査区で、隣接する2調査区を1調査単位区とする。以下「単位区」という。）、第3次抽出単位として世帯をとった。

#### (2) 調査市町村の選定

全国を168層（1977年12月以前は170層）に分け、単身世帯を除く一般世帯の数に比例した確率比例抽出によって各層から1市町村を選定した。

層別の方法は、次のとおりである。各都道府県庁所在市、川崎市、相模原市、浜松市、堺市及び北九州市については、それぞれを1層とした。それ以外の人口5万以上の市については、次の基準によって74層に分割した。

#### ア 地方

- 北海道……………北海道
- 東北……………青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 関東……………茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
- 北陸……………新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海……………岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿……………滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国……………鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国……………徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州……………福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 沖縄……………沖縄県

#### イ 都市階級……………政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上の市（中都市）、人口5万以上15万未満の市（小都市A）の2階級

#### ウ 産業的特色（就業者総数に占める第1次及び第2次産業の就業者数の割合）

#### エ 世帯主が65歳以上の世帯数比率

#### オ 人口集中地区人口比率

#### カ 人口増減率（2010年から2015年までの5年間の人口増減率）

また、人口5万未満の市及び町村については、まず地方によって10地域に区分した後、さらに地理的位置（海沿い、山地等）、世帯主が65歳以上の世帯数比率によって、42層に分けた。

1962年7月の拡大改正時には、1960年国勢調査の結果に基づいて層の設定を行ったが、その後の人口の移動、市町村の廃置分合、都市階級の変更などを補正するため、1968年、1972年、1978年、1983年、1988年、1993年、1998年、2003年、2008年、2013年及び2018年の11度にわたり国勢調査の結果などを用いて層の一部修正を行っており、1978年以降の層の数、すなわち調査市町村数は168となっている。

#### (3) 調査市町村の交替

家計調査の調査市町村については、1962年7月の拡大改正以来しばらくの間は固定して調査を実施し、その後1966年からは、定期的に町村の交替を行う一方、調査市は原則として固定していたが、2009年からは、定期的に市の交替も行うこととした。2020年に交替した調査市町村については、「付録5 調査市町村交替の経緯（2020年）」（p.215）を参照のこと。

#### (4) 調査世帯数の決定及び配分

二人以上の世帯における調査世帯数の決定は、次に示す「結果利用上の観点」及び「実査上の制約」を考慮して行っている。

<結果利用上の観点>

ア 全国平均及び世帯階層別（所得階層別、職業別など）月別増減率や、都市階級別平均及び地方別平均の年平均増減率について、利用上支障のない精度を確保すること。

イ 都道府県庁所在市別平均の年平均増減率について、利用上支障のない精度を確保すること。

<実査上の制約>

ア 1調査員が2単位区、12世帯を調査する。

イ 調査世帯は6か月間調査され、7か月目に他の世帯と交替するが、その交替は1単位区、6世帯を単位として行われ、全国で毎月6分の1ずつ行う。

《参考：調査世帯数（二人以上の世帯）の割当て》

各調査市町村の調査世帯数の割当ては、次の①から③までに掲げる手順による。

①全国の集計結果の精度を確保するために必要となる標本サイズ（約5,000世帯）を各調査市町村を含む層の母集団の世帯数に応じて調査世帯数を割り当てる。

②地方別（北海道、沖縄以外）の集計結果の精度を確保するため、①によって割り振った調査世帯数の合計が400世帯未満の地方については、当該地方内の各調査市町村を含む層の母集団の世帯数に応じて調査世帯数を追加して割り当てる。

③都道府県庁所在市及び政令指定都市について、各市別の集計結果の精度を確保するため、①及び②の結果、96世帯に満たない市については調査世帯数を96まで追加する。

調査市町村に割り当てている調査世帯数及び抽出率は、表1のとおりであり、全体で8,076世帯となっている。なお、各調査市町村の調査世帯数等については「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数（二人以上の

世帯）」(p.202)を参照のこと。

《参考：単身世帯に対する調査》

単身世帯の調査は、世帯への依頼や調査票の配布及び回収などが二人以上の世帯に比べて難しいなど調査員の負担が大きいことから、次のようにしている。

ア 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2単位区の中から、1世帯を調査する。

イ 調査世帯は3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替するが、その交替は全国で毎月3分の1ずつ行う。

ウ このほか、若年単身世帯のよりの確な把握に資するため、寮・寄宿舎単位区を全国で12単位区設定し、それぞれの単位区から6世帯を無作為に選定する。一つの寮・寄宿舎は、6世帯が3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替する。

(5) 単位区の選定と交替

まず、調査市町村内の全域（2015年国勢調査調査区のうち、特別調査区<特別な施設のある地域等>、水面調査区<水上生活者がいる地域等>などを除く一般調査区全域）を、国勢調査調査区を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにしている。分割された一つの地域が1調査員の担当する地域範囲となる。

分割した地域について、調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように区分して複数のブロックを設定し、それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。この抽出されたブロックから、一定の方法により二つの単位区を設定する。単位区は、1年に1回交替しブロック内で単位区の交替が終わった場合は、次のブロックに進み、単位区の交替を同様に行う。

表1 調査世帯数の割当て

地 域	調査市町村数	二人以上の世帯		単身世帯
		調査世帯数	抽出率	調査世帯数
全 国	168	8,076	—	745
人口5万以上の市	—	—	—	—
東京都区部	1	408	1 / 5805	34
20大都市	20	2,016	1 / 1998 ~ 1 / 7276	168
都道府県庁所在市 (大都市を除く。)	31	3,048	1 / 498 ~ 1 / 1714	254
上記以外	74	2,100	1 / 1205 ~ 1 / 14502	175
人口5万未満の市及び町村	42	504	1 / 1539 ~ 1 / 15841	42
-----				
単身の寮・寄宿舎	(11)	—	—	72

※ 単身の寮・寄宿舎の調査市町村は、東京都区部及び20大都市に含まれる。

#### (6) 調査世帯の選定と交替

##### ○二人以上の世帯

調査員は、選定された単位区内を実地踏査して、単位区内に居住する全ての世帯をリストにした「一般単位区世帯名簿」(p. 213)を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「勤労者・無職以外の世帯」別に、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」(p. 213)を用い、調査世帯を選定する。(2017年までは、「農林漁家世帯」、「勤労者世帯」、「勤労者以外の世帯」別に選定した。)なお、勤労者世帯、無職世帯及び勤労者・無職以外の世帯の割当世帯数は、単位区内の各区分の数に比例して6世帯をあん分する。

調査世帯は6か月間調査され、7か月目に同一単位区内で他の世帯(調査世帯抽出番号表を用いて選定する。)と交替する。交替に先立って調査員は再度単位区内を実地踏査し単位区世帯名簿を補正する。1年間調査すると単位区を交替する。

##### ○単身世帯

二人以上の世帯と同様に、調査員は「一般単位区世帯名簿」を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用い、調査世帯を1世帯選定する。寮・寄宿舎は、そこに居住する全ての世帯をリストにした「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用いて、6世帯を選定する。

### 3 調査方法

#### (1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を実施部局として、次の流れにより行っている。

総務大臣—都道府県知事—統計調査員(指導員)—統計調査員(調査員)—調査世帯

#### (2) 調査期間

調査は毎月行う。二人以上の調査世帯は、原則として6か月間継続して調査され、毎月6分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。また、単位区は1年間調査され、毎月12分の1ずつが新たに選定された単位区と交替する。単身の調査世帯は、原則として3か月間継続して調査され、毎月3分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。

#### (3) 調査事項と調査方法

調査は、「世帯票」、「家計簿」、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」(二人以上の世帯のみ)の4種類の調査票を用いて行う。なお、2018年1月からインターネット回答を実施している。

ア まず、調査を行う世帯の世帯員及び住居に関する事項を「世帯票」(p. 210)によって、調査員が質問して調査する。

イ その後、6か月間(単身は3か月間)、勤労者世帯及び無職世帯については家計上の収入及び支出を、勤労者・無職以外の世帯については家計上の支出のみを、調査世帯が日々「家計簿」(p. 207)に記入する。

記入は、品目ごとに、支出金額のほか購入数量(二人以上の世帯のみ。なお、2002年からの食料の数量は、記入開始1か月目のみ。)も記入する。購入数量のうち、

1山、1皿、1袋、1尾などの単位で買った場合には、総務省統計局から配布された「はかり」を用いて量る。なお、家計簿は1か月を2期に分け、月2冊を調査世帯に配布し、半月ごとに調査員が収集する。

ウ 記入開始後1か月目の後半に調査世帯が「年間収入調査票」(p. 211)に記入することによって記入開始月を含む過去1年間の収入を調査する。

エ 二人以上の世帯について、記入開始3か月目の前半に調査世帯が「貯蓄等調査票」(p. 212)に記入することによって、その月の1日現在の貯蓄や負債の現在高等を調査する。

オ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、世帯員及び住居に関する事項と1か月間の家計費総額を「準調査世帯票」(p. 211)によって調査員が質問して調査する。

### 4 集計方法

#### (1) 集計の手順

調査票は調査員が収集し、都道府県で審査した後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)で受け付けた後、貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置(OCR)により読み取り、集計される。

なお、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。この収支項目分類の項目数は約570項目に上る。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。

#### (2) 推定式

二人以上の世帯の家計収支、貯蓄及び負債の全国平均や地方別平均の結果については、市町村(層)別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの498分の1(2018年標本改正)になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果(1年前の同じ月から始まる12か月分の平均)を基に地方(10区分)、世帯人員(4区分)別に調整係数の補正を行って推定している。

月平均の推定式は下式のとおりであり、年平均は月別結果の単純平均として算出する。なお、2007年までの二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の月別結果については、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の月別結果で用いる農林漁家世帯を含む世帯数を基に作成した市町村別調整係数とは別に、農林漁家世帯を除く世帯数を基に作成した市町村別調整係数を用いて推定している。

【式】二人以上の世帯

$$\bar{X} = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_l X_{ijkl} \cdot \alpha_{ij} \left( \frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right)^* \cdot C_{ik}}{\sum_i \sum_k W_{ik}}$$

$$C_{ik} = \frac{W_{ik}}{\sum_j \alpha_{ij} \left( \frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right)^* \cdot P_{ijk}}$$

$$* 1 \leq \left( \frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \leq 2 \text{ とする。}$$

$\bar{X}$  : ある品目の全国平均支出金額 (二人以上の世帯)

$X$  : " ある世帯での支出金額

$\alpha$  : 調整係数 (調査市町村別)

$N$  : 調査世帯数

$P$  : 集計世帯数

$C$  : 補正係数

$W$  : 調査対象世帯数 (二人以上の世帯, 労働力調査の推定値)

$i$  : 地方10区分

$j$  : 調査市町村

$k$  : 世帯人員4区分

$l$  : 世帯 (二人以上の世帯)

年間収入五分位階級別データの年平均値は、年間収入五分位階級別の月別結果を単純平均したものである。また、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均もそれぞれ月別結果の単純平均で求めている。

なお、中央値 (中位数) を求める際には、特に断りのない限り、金額が「0」の世帯は含めていない。

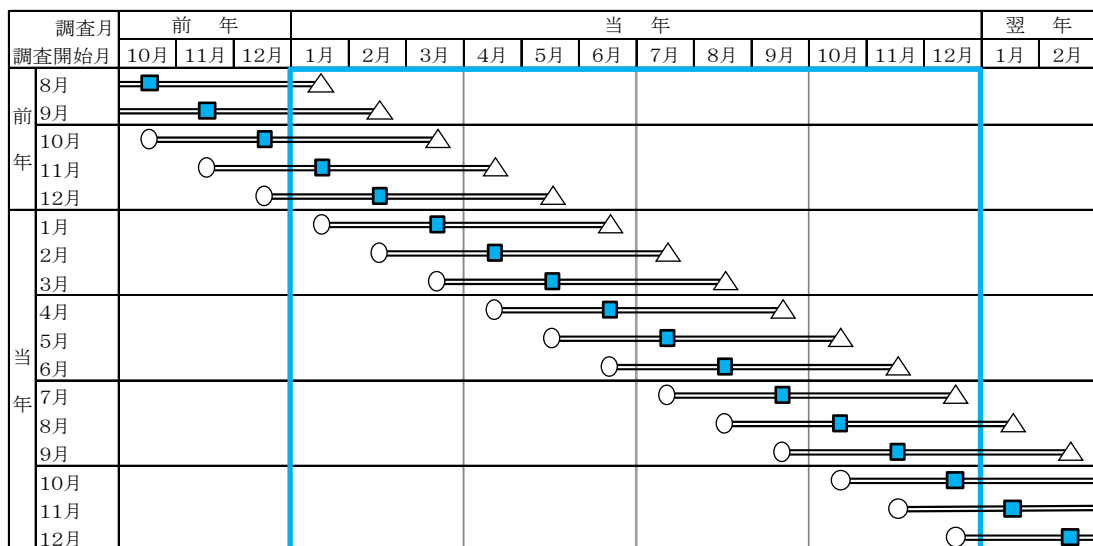
総世帯及び単身世帯の家計収支の推定式等については、別冊の「家計調査年報< I 家計収支編>」を参照のこと。

(3) 貯蓄及び負債額の推定に用いる数値

貯蓄及び負債額については、各調査世帯の調査開始3か月目の1日現在で調査する。前記(2)の推定に当たっては、この金額を調査期間中(6か月間)の当該世帯の貯蓄及び負債額とみなして、当該集計期間に家計収支に関する調査を行っている世帯を対象として各月平均値を集計し、それを単純平均することによって四半期平均及び年平均を算出している。

したがって、2020年平均とは、下図のとおり、2020年の各月に家計収支に関する調査の対象となった世帯の調査開始3か月目の貯蓄・負債現在高の12か月平均である。そのため、例えば、2020年1月の貯蓄・負債現在高には、1月に調査を終了した世帯の2019年10月現在の貯蓄・負債現在高が含まれ、2020年12月の貯蓄・負債現在高には、12月に調査を開始した世帯の2021年2月現在の貯蓄・負債現在高が含まれている。

図 家計調査(貯蓄・負債編)の集計対象世帯



○印…調査開始月

△印…調査終了月

■印…貯蓄・負債現在高調査月

※貯蓄現在高及び負債現在高については、各調査世帯の調査開始3か月目の1日現在の金額。

この金額を調査期間中(6か月間)の当該世帯の貯蓄現在高及び負債現在高としている。

枠線で囲まれた世帯が、当該年における集計対象世帯となる。

なお、2020年平均における集計世帯数は6,100世帯である。

#### (4) 推定値の標本誤差

毎月分の集計データを用いて、2020年平均値に対する標本誤差の推計を行った結果は表2のとおりである。

表2 二人以上の世帯の貯蓄及び  
負債現在高の標準誤差率 (%)

地方	貯蓄現在高	負債現在高	集計世帯数
全国	1.3	2.1	6,100
北海道	5.5	10.9	205
東北	5.0	8.6	634
関東	2.1	3.5	1,570
北陸	4.0	6.3	475
東海	3.9	6.0	599
近畿	3.2	5.1	771
中国	4.3	8.7	505
四国	5.9	9.4	373
九州	4.0	6.4	825
沖縄	10.9	22.1	144

(注) 標準誤差率 =  $\frac{\text{標準誤差}}{\text{標本平均値}} \times 100$

## 5 結果表

### (1) 概要

調査結果には、家計収支に関する調査の結果である「家計収支編」と、貯蓄・負債に関する調査の結果である「貯蓄・負債編」の大きな二つの区分がある。2020年の貯蓄・負債編の結果表は、「付録4 結果表一覧」(p.214)に示しているとおりである。貯蓄・負債編では貯蓄・負債現在高等の結果表のほか、貯蓄・負債現在高階級別に家計収支の用途分類の結果表も集計している。また、結果表は、四半期ごとに集計するものと、年1回だけ集計するものとに分けられる。

### (2) 地域区分

結果表章で最小単位の地域区分は市町村であり、この市町村別の結果をまとめて、都市階級別及び地方別の結果を集計している。

都市階級の分類基準は、次のとおりである。

- 大都市……………政令指定都市及び東京都区部  
札幌市、仙台市、さいたま市、  
千葉市、東京都区部、横浜市、  
川崎市、相模原市、新潟市、  
静岡市、浜松市、名古屋市、  
京都市、大阪市、堺市、神戸市、  
岡山市、広島市、北九州市、  
福岡市、熊本市
- 中都市……………大都市を除く人口15万以上の市
- 小都市A……………人口5万以上15万未満の市
- 小都市B・町村…人口5万未満の市及び町村

人口の大きさは2015年国勢調査時のものである。ただし、二人以上の世帯では2007年12月まで小都市B・町村を「小都市B」、「町村」として表章していた。

なお、調査市がどの都市階級に属しているかは、「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数(二人以上の世帯)」(p.202)に掲載されている。

地方の分類基準は次のとおりである。

- 北海道地方……………北海道
- 東北地方……………青森県、岩手県、宮城県、秋田県、  
山形県、福島県
- 関東地方……………茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、  
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、  
長野県
- 北陸地方……………新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海地方……………岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方……………滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、  
奈良県、和歌山県
- 中国地方……………鳥取県、島根県、岡山県、広島県、  
山口県
- 四国地方……………徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州地方……………福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、  
大分県、宮崎県、鹿児島県
- 沖縄地方……………沖縄県

## 6 結果の公表

### (1) 結果の種類

調査結果は、前述のとおり家計収支編と貯蓄・負債編の二つに大きく分かれ、貯蓄・負債編は二人以上の世帯のみ調査・集計しており、「農林漁家世帯を含む」結果と「農林漁家世帯を除く」結果の2系列があったが、2008年から「農林漁家世帯を除く」結果を廃止した。

家計収支編はさらに、総世帯、二人以上の世帯、単身世帯の3区分に分かれる。二人以上の世帯の結果については、2000年からの系列で「農林漁家世帯を含む」結果と1963年から比較可能な「農林漁家世帯を除く」結果の2系列がある。ただし、2008年から「農林漁家世帯を除く」結果を大幅に縮減し、2018年から抽出区分の変更に伴い、全て廃止した。総世帯の結果は、家計調査の全ての調査対象(二人以上の世帯と単身世帯)を統合した結果である。

### (2) 結果の公表時期及び刊行物

家計収支編の結果のうち、貯蓄・負債編の結果は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の4か月後に公表する。一方、家計収支編のうち二人以上の世帯の結果については、原則として調査月翌々月上旬に公表し、「家計調査報告」としてホームページに掲載している。また、総世帯及び単身世帯は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の翌々月上旬に、二人以上の世帯の結果と同時に公表する。

年報として、総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯の家計収支編の年平均結果を中心に収録する「家計調査年報< I 家計収支編>」並びに二人以上の世帯の貯蓄・負債編の年平均結果を中心に収録する「家計調査年報< II 貯蓄・負債編>」を刊行している。

## 7 沿革

戦後、我が国が復興から高度成長へと向かい国民生活が安定するにつれて、企業の投資の資金源となる家計貯蓄に関心が集まるようになってきた。そのため、1950年代になると、世帯の貯蓄行動及び保有金融資産に関する幾つかの世帯調査が開始されることとなった。しかし、どの調査においても家計と貯蓄の関係について十分な情報を得ることができなかった。

また、当時我が国の貯蓄率が国際的にみて極めて高く、世帯の貯蓄行動が注目を集めていたこともあり、新たな世帯調査により家計と貯蓄の関連を詳細に把握する必要性から貯蓄動向調査が実施された。

貯蓄動向調査は、1958年2月と1959年12月に、家計における貯蓄の動向を明らかにすることと、調査方法の検討資料を得ることを目的として試験的に実施され、1960年から毎年12月に実施されるようになった。1962年には調査対象地域が全国の市町村に拡大(拡大改正)され、それ以降も調査票の統合や調査事項の見直しなど何回かの改正を行いながら、家計調査の附帯調査として2000年まで毎年実施された。

2002年1月からは、消費動向を分析する上で、貯蓄及び負債の保有状況と関連させた家計収支の実態を明らかにする必要があるとの要請が高まってきたことから、貯蓄動向調査を家計調査に統合し、二人以上の世帯における貯蓄及び負債の状況について現在の形で実施されることとなった。

2018年1月からは、抽出区分を変更し、オンライン調査を導入した。オンライン調査は、調査単位区の更新に伴い順次導入し、2019年12月までに全ての単位区に導入した。

2020年4月から、災害等の発生に伴い、調査世帯と対面しない方法により調査票の配布・収集が必要となる場合が想定されるため、特例的に郵送による調査を実施することを可能とした。